

| | |
|------------------------------|--|
| 路外駐車場 車いす用駐車施設 (省令第2条) | 1. 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けているか |
| | 2. 車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか ①幅は350cm以上あるか ②車いす用駐車施設又はその付近に、車いす用駐車施設の表示をしているか ③省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか |

| | |
|------------------------------|---|
| 路外駐車場移動等 円滑化経路 (省令第3条) | 1. 車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）となっているか |
| | 2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満たしているか |
| | ①経路上に段を設けていないか |
| | ②経路を構成する出入り口の幅は80cm以上あるか |
| | ③経路を構成する通路は次の基準を満たしているか (1)幅は120cm以上あるか (2)50cm以内ごとに車いすの回転できる場所があるか |
| | ④経路を構成する傾斜路は次の基準を満たしているか (1)段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は120cm以上あるか (2)段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上あるか (3)高さが75cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けているか (4)次のイ又はロの条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか イ 勾配が1/12を超える傾斜 ロ 高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜 |

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 特殊装置 (省令第4条) | 1. 国土交通大臣が認める特殊装置に該当するものがあるか |
|-----------------|------------------------------|